

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱

平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2881 号

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿
北海道知事

農林水産事務次官

第 1 目的

近年、施設の老朽化の進行や災害リスクが高まっていく中で、農業の持続的な発展には、農業生産活動が安心して行われることが重要である。

そのため、農業生産活動の基盤となる農業水路等の農業水利施設が将来にわたってその機能を安定的に発揮していくことが大切であり、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施することによって、農地や農業用施設を健全な状態に保つとともに、更なる省力化やコスト低減などに取り組んでいくことが必要である。さらに平成 30 年 7 月豪雨において、多くのため池が被災したことを受け、緊急時の迅速な避難行動やため池の適切な保全管理を支援するため池の保全・避難対策を実施することによって、災害の未然防止を図ることが必要である。

このため、農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図ることとする。

第 2 事業の内容

本事業は、次に掲げる対策とし、各対策における交付対象事業（別表の交付対象事業の欄に掲げる個別の事業をいう。以下同じ。）の具体的な内容については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。

1 長寿命化対策

別表の区分の欄の 1 の対策種類の欄の(1)に掲げるものを実施するもの

2 防災減災対策

別表の区分の欄の 2 の対策種類の欄の(1)から(4)までのいずれかに掲げるものを実施するもの

3 ため池の保全・避難対策

別表の区分の欄の 3 の対策種類の欄の(1)に掲げるものを実施するもの

4 施設情報整備・共有化対策

別表の区分の欄の4の対策種類の欄の(1)に掲げるものを実施するもの

第3 事業の実施区域

本事業の実施区域は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、以下のものにあつては、この限りではない。

- 1 第2の1の長寿命化対策であつて、農村振興局長が別に定める条件のいずれかを満たす場合において、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に基づく市街化調整区域のうち地方公共団体の条例等により農用地の適正な保全が図られている区域で行うもの
- 2 第2の2の防災減災対策又は第2の3のため池の保全・避難対策であつて、その交付対象事業の性格上特定の地域に限定して実施することがかえってその十分な効果の発現を妨げることとなるもの及び現在行われている農業生産の条件を当面維持するために行うもの
- 3 別表の区分の欄の1の対策種類の欄の(1)の交付対象事業の欄のイに掲げる事業及び同区分の欄の2の(1)の交付対象事業の欄のサに掲げる事業を行うもの

第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区その他の農業者等の組織する団体であつて、農村振興局長が別に定めるものとする。

第5 長寿命化・防災減災計画

本事業を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた長寿命化・防災減災計画（以下「計画」という。）を作成するものとする。

- 1 計画の名称、計画主体及び期間
- 2 地域農業の概要及び計画の目的・目標
- 3 交付対象事業の工期、総事業費、受益者等の概要

第6 実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 第5の計画を作成していること。
- 2 別表の区分の欄の1の交付対象事業の欄のア及びイ並びに同区分の欄の2に掲げる交付対象事業（(1)の交付対象事業の欄のシからソまで及び(3)の交付対象事業の欄のウを除く。）を実施する場合には、1に加え、以下の全ての要件を満たすこと。

- (1) 交付対象事業 1 地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上となること。
 - (2) 交付対象事業 1 地区当たりの受益農業従事者数が、2 者以上であること(ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く。)
 - (3) 交付対象事業 1 地区当たりの工事工期が原則 3 か年以内であること (ただし、ため池の整備を行う場合は工事工期が原則 5 か年以内とする。)
- 3 別表の区分の欄の 1 の交付対象事業の欄のウからキまで、同区分の欄の 2 の(1)の交付対象事業の欄のシからソまで及び(3)の交付対象事業の欄のウ並びに同区分の欄の 3 に掲げる交付対象事業を実施する場合には、1 の要件に加え、交付対象事業 1 地区当たりの事業工期が 1 か年以内であること。

第 7 事業の申請等

- 1 本事業を実施しようとするときは、以下のとおりとする。
 - (1) 計画主体(第 5 の計画を作成した者をいう。以下同じ。)が都道府県知事以外の場合には、当該計画主体は、計画を作成の上、都道府県知事の指定する期日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、(1)により計画の提出を受けたときは、当該計画を確認の上、自ら作成した計画認定申請書とともに地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。)に提出するものとする。
 - (3) 計画主体が都道府県知事の場合には、(1)により都道府県知事以外の計画主体から計画の提出を受けているときは、当該計画を確認の上、(2)にかかわらず、当該計画並びに自ら作成した計画及び計画認定申請書を、一括して地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1 の(2)又は(3)による提出を受けた計画について、農村振興局長が別に定めるところにより審査し、適当と認める場合には、都道府県知事に計画認定通知書を交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、2 により交付を受けた計画認定通知書に、1 の(1)により都道府県知事以外の計画主体から提出を受けた計画に係るものが含まれている場合には、当該計画主体に対し、認定を受けた旨を通知するものとする。
- 4 計画について農村振興局長が別に定める変更があった場合には、計画主体は、1 の手続に準じて変更報告を行うものとする。また、2 及び 3 の規定はこの場合において準用するものとする。

第 8 達成状況の報告

計画が完了した場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げるとおり、完了後速やかに計画の目標の達成状況を報告するものとする。

- 1 計画主体が都道府県知事の場合には、都道府県知事は地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 計画主体が都道府県知事以外の場合には、当該計画主体は、都道府県知事に

報告するものとし、都道府県知事がこれを確認の上地方農政局長等に報告するものとする。

第9 助成

国は、予算の範囲内で、本事業に要する経費のうち農村振興局長が別に定める経費につき、事業実施主体に助成するものとする。

第10 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成31年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、平成30年度当初予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別表に掲げる2の(1)のクのうち、農村振興局長が別に定める事業にあつては、第6の2の(2)を適用しないものとする。
- 3 この通知による改正規定は、令和2年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和元年度以前の歳出予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前のとおりとする。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和6年1月26日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区分	対策種類	対策内容	交付対象事業
1 長寿命 化対策	(1) 長寿命 化対策	長寿命化対策に資する農 業用排水施設等の整備	ア 水利施設整備 イ 農道施設整備 ウ 機能保全計画策定等 エ 実施計画策定 オ 水利用調査・調整 カ 土地利用調整 キ 耐震性点検・調査
2 防災減 災対策	(1) 自然災 害等対策	自然災害等により被害が 発生するおそれのある農業 用排水施設等の整備	ア ため池整備 イ 湛水防除 ウ 地盤沈下対策 エ 農業用排水施設整備 オ 土砂崩壊防止 カ 特定農業用管水路等特別対策 キ 農業用河川工作物応急対策 ク 施設撤去・廃止 ケ 水質保全対策 コ 利活用保全 サ 農道施設整備 シ 機能保全計画策定等 ス 実施計画策定 セ 耐震性点検・調査 ソ 安全度評価
	(2) 危機管 理対策	防災安全度の向上を図る ために行う管理施設等の整 備	ア 危機管理システム等整備
	(3) ため池 防災環境 整備	ため池の防災安全度の向 上を図るために行う管理施 設等の整備	ア 緊急的な防災対策 イ 地域防災上のリスク除去 ウ ハード整備の着手促進
	(4) 流域 治水対策 (注)	流域治水対策のために行 う農業用排水施設等の整 備	ア 農業用排水施設整備 イ 危機管理システム等整備 ウ 附帯安全施設整備 エ 管理体制強化対策
3 ため池 の保全	(1) ため池 の保全・ 避難対策	緊急時の迅速な避難行動 や適切な保全管理につなげ る対策	ア ハザードマップ作成 イ 監視・管理体制の強化 ウ 減災対策の実施

・避難 対策			
4 施設情 報整備 ・共有 化対策	(1) 施設情 報整備・ 共有化対 策	地理情報システムの情報 整備	ア 農業水利施設情報等の地理情 報システム化

(注)

流域治水対策とは、以下に掲げるいずれかを満たす取組をいう。

- (1) 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

ア 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

- (2) 治水協定（既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

- (3) 地方公共団体が策定又は締結する防災に係る計画又は協定に位置付けられたものの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの